【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の８第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年１月27日
【会社名】	株式会社阿波銀行
【英訳名】	The Awa Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　岡 田　好 史
【最高財務責任者の役職氏名】	――
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の１
【縦覧に供する場所】	株式会社阿波銀行東京支店 （東京都中央区日本橋二丁目13番12号） 株式会社阿波銀行大阪支店 （大阪市中央区久太郎町三丁目１番７号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） （注）　当行東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所とするものであります。

１　【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取　岡田　好史は、当行の第200期第３四半期(自　平成23年10月１日　至　平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

特記すべき事項はありません。